

茨木市附属機関設置条例

平成25年 3月13日

茨木市条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第 2 条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表(第2条関係)

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市認知症初期集中支援チーム検討委員会	認知症の人及びその家族に対する初期の支援等を実施する認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況についての調査審議に関する事務